

令和7年度 使用済小型電子機器等売払い 仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、塩竈市が回収した使用済小型電子機器等の売払いについて適用する。

2. 使用済小型電子機器等の種類

- (1) 基板 (パソコンマザーボード)
- (2) 基板 (パソコンメモリー)
- (3) 基板 (電源基板、茶色混合品)
- (4) CPU (プラ、鉄混合品)
- (5) HDD (基盤なし)
- (6) ノートパソコン (バッテリー除く)
- (7) 携帯電話 (スマートフォン以外、バッテリー除く)
- (8) スマートフォン (バッテリー込み)
- (9) タブレット端末 (バッテリー込み)
- (10) 電源コード (雑線)
- (11) 電源コードアダプタ
- (12) モーター
- (13) アルミ部品屑 (使用済小型電子機器の選別によって発生したアルミ屑)
- (14) 込銅 (使用済小型電子機器の選別によって発生した銅屑)
- (15) ゲーム機(新規)
- (16) カメラ類(新規)

3. 引渡場所

塩竈市市民生活部環境課事務所棟 (塩竈市字杉ノ入裏 39-47 地内)

4. 予定数量

(1) 基板 (パソコンマザーボード)	: 2 1 0 kg
(2) 基板 (パソコンメモリー)	: 5 kg
(3) 基板 (電源基板、茶色混合品)	: 2 1 0 kg
(4) CPU (プラ、鉄混合品)	: 2 kg
(5) HDD (基盤なし)	: 8 3 kg
(6) ノートパソコン (バッテリー除く)	: 4 9 0 kg
(7) 携帯電話(スマートフォン以外、バッテリー除く)	: 4 2 kg
(8) スマートフォン (バッテリー込み)	: 4 1 kg
(9) タブレット端末 (バッテリー込み)	: 4 7 kg
(10) 電源コード (雑線)	: 3 8 0 kg
(11) 電源コードアダプタ	: 1 2 2 kg
(12) モーター	: 3 4 4 kg
(13) アルミ部品屑	: 1 6 0 kg
(14) 込銅	: 1 1 0 kg
(15) ゲーム機	: 1 8 kg
(16) カメラ類	: 6 3 kg

※予定数量については、数量を保証するものではないことに注意すること。

5. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6. 搬出（作業）時間

搬出（作業）時間については、午前9時から午後4時までとする。

（土曜、日曜、祝日及び本市が指定する日を除く。）

※悪天候や日没等により本市が作業中止の判断をした場合は、速やかにその指示に従うこと。

7. 計量方法

重量計量については、塩竈市環境課職員の立ち合いのもと、塩竈市清掃工場（環境課事務所棟敷地内）の計量器で行うものとする。

ただし、塩竈市清掃工場で計量できない場合は、本市と協議のうえ、搬出先中間処理業者の計量器で行うものとする。

8. 搬出方法

(1) 事前協議事項

①搬出にあたっては、本市と打合せを行い、搬出方法（積込、計量方法、車両動線等）及び使用重機（重機運搬方法等を含む）等について十分に協議し、施設の運営管理に支障がないように計画・実行すること。

(2) 積込

①積込を行う場合、作業方法、作業手順等を十分に検討し、安全確保の対策を講じること。

②積込は、本市が指定する保管場所から行うものとし、保管されていたもの全てを搬出するものとする。

(3) 運搬方法

①運搬にあたって、車両から飛散及び落下させることのないように、その措置を講じること。また、交通関係法令を遵守すること。

②搬出した使用済小型電子機器等は速やかに処理を行い、不適正な保管を行わないこと。

(4) 作業上の注意事項

①気象状況の変化等により、何らかの事故が懸念される場合、必要な措置を講じるなど未然防止に努めること。

②作業員については、防塵マスク、ヘルメット及び安全具を着用すること。

(5) 写真管理

①作業に係る写真（着手前、作業中、着手後）を撮影すること。なお、撮影方法については、周囲の状況が把握できる全景写真とする。

②中間処理施設等の荷下ろし時の写真を撮影すること。

9. 提出書類

(1) 作業前提出書類

①着手届

②搬出計画書 積込・計量方法、運搬車両の動線等を記載すること。

(2) 作業後提出書類

- ① 報告書 作業日、作業場所、時間、搬出量等を記入した報告書を作成し、搬出完了後、本市に提出すること。
なお、当該書面について、数量は月日ごとの搬出量や最終的な合計量が確認できるものとし、金額は税別額及び税込み額の記載があるものとする。
- ② 写真台帳 作業前、作業中、作業後の記録写真を撮影し、それぞれにおける作業日や作業場所、時間の確認がとれる写真台帳として本市に提出すること。

10. 入金

売払い代金は、数量確定後に別途発行する納入通知書により、指定期日までに塩竈市指定金融機関に入金すること。振込手数料などの手続き関係に係る費用は、買い手側の負担とする。

11. その他

- (1) 売払いの対象物に個人情報が含まれているものは必ずデータの消去を行い、他人が複製できないようにすること。
- (2) 安全対策に十分留意し、従事者の安全確保に努めること。
- (3) 作業により、作業員及び搬入車両等に損害を与えないよう留意すること。
- (4) 作業にあたっては関係法令を遵守すること。
- (5) 施設内での事故等に十分注意を払うこと。なお、搬出時（積込及び運搬等）により生じた事故については、買取人の責任とする。
- (6) 使用済小型電子機器等の運搬や搬出先中間処理施設の処理過程においては、騒音・悪臭等を発生させないよう十分に配慮するものとし、周辺地域に影響がないようにすること。
- (7) 運営及び維持管理にあたって、疑義が生じた場合には、本市と協議すること。

以 上